

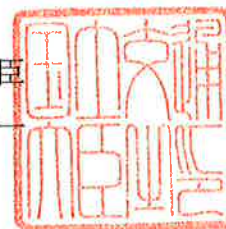
国海員第 256 号
平成 28 年 12 月 8 日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣

石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 265 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
大泉物流株式会社	大阪府大阪市中央区北浜四丁目7番28号
旭汽船株式会社	大阪府大阪市淀川区西中島六丁目9番27号
山本汽船株式会社	大分県佐伯市野岡町二丁目10番8号